

焼津市告示第146号

令和7年度焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金
交付要綱を次のように定める。

令和7年4月14日

焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における住宅、建築物等の倒壊等による被害の軽減を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「国要綱」という。）、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け住安第2号静岡県都市住宅部長通知。以下「県要綱」という。）に基づき、焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を実施する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業 別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) 既存建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）をいう。
- (3) 既存住宅 既存建築物のうち、戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含み、居住のために継続して利用する建築物をいう。
- (4) 危険住宅 既存住宅のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物をいう。
- (5) 静岡県耐震診断補強相談士 静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱（平成13年7月23日付け住安第196号建築安全推進室長通知）に基づき知事が認定した者をいう。
- (6) 高齢者のみが居住する住宅等 次のいずれかに該当する住宅（借家であるものを除く。）をいう。

ア 65歳以上の者のみが居住する住宅

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級のものが居住する住宅

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けている者が居住する住宅

エ 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）の規定による療育手帳の交付を受けている者が居住する住宅

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する住宅

カ 65歳以上の者と未就学児又は小学生、中学生若しくは高校生が居住する住宅

(7) 民間組織 静岡県耐震診断補強相談士が3人以上在籍し、かつ、その構成員の2分の1以上が静岡県耐震診断補強相談士である民間組織をいう。

(8) 地域耐震化事業 既存住宅の耐震化の推進のため、民間組織が市民を対象として講座、耐震相談会、戸別訪問等を実施する事業をいう。

(9) ブロック塀等 地震発生時に倒壊又は転倒し、道路通行人等の第三者に被害を与える可能性のあるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）で、道路からの高さが地上60センチメートルを超えるものをいう。

(10) 通学路 市内の児童が小学校に通うため通行する道路の区間であって、児童の通行の安全を特に確保する必要があると市長が認めたものをいう。

(11) 緊急輸送路 静岡県地域防災計画及び焼津市地域防災計画で定める緊急輸送路並びに静岡県広域受援計画で定める緊急輸送路ルートをいう。

(12) 避難経路 自宅や事業所等から避難地や避難場所等へ至る道路をいう。

(13) 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守るため住宅内に設置する耐震シェルター、防災ベッド等地震動による家屋の倒壊に耐え得る堅牢な構造のものとして市長が認めるものをいう。

（補助の対象及び補助率並びに補助対象者）

第3条 補助の対象、補助率及び補助基準額の条件は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。この場合において、1件ごとの補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

2 この要綱による補助金の交付は、別表第1に掲げる事業の区分ごとに同一の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）につき、1回限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）と耐震シェルター等整備事業のいずれか一方の補助金の交付を受けた者は、他方の補助金の交付を受けることはできない。

- 4 別表第1に掲げる事業の区分に規定する各事業で、過去に焼津市から同種の補助金の交付を受けたものは、補助の対象としない。

（耐震診断等の方法）

第4条 焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業において、建築物の耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）別添建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項で定める方法（国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等の効力を有すると認める方法を含む。）によるものとする。この場合において、非木造の建築物については、静岡県耐震判定指標（ET）を用いて耐震性の評価をしなければならないものとする。

（耐震評点算定の実施者）

第5条 焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業のうち、木造の既存住宅に係るものについて、補助の対象となるか否かを確認するための耐震診断等の評価は、静岡県耐震診断補強相談士が属する建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築事務所をいう。以下同じ。）が行うものとする。

- 2 焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業のうち、非木造の既存住宅に係るものについて、補助の対象となるか否かを確認するための耐震診断等の評価は、建築士法第2条第1項に規定する1級建築士又は2級建築士が属する建築士事務所が行うものとする。ただし、同法第3条に規定する用途又は規模の建築物に係る耐震診断等の評価については、1級建築士が行うものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別表第4に掲げる事業の区分ごとに定める書類を添えて、この告示の施行の日から令和8年1月30日までの間において、事業の着手前に市長に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入税額控除の減額申請等）

第7条 事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第4号に規定する事業者をいう。以下同じ。）で補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業に要する経費に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について、仕入税額控除の対象とする場合等補助対象経費とすることを要しない場合は、前条の申請を行う際に消費税等申出書（第14号様式）により申し出なければならない。この場合において、当該補助事業に要する経費には当該消費税等の額を含めないものとする。

- 2 前項の減額申請をしない事業者で補助金の交付を受けようとする者は、前条の申請を行う際に当該補助事業に係る消費税等について仕入税額控除の対象としない事業者であることを証する書面の写しを提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、第6条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条の規定により通知を受けた者が次に掲げるいずれかに該当する場合（市長が別に定める軽微な変更等を除く。）は、焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業変更等承認申請書（第3号様式）に変更内訳書（第13号様式）その他市長が必要と認めた書類を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは変更内訳書の添付を省略することができるものとする。

(1) 補助対象事業費の20パーセントを超える額を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更等の承認)

第10条 市長は、前条の規定による変更等の承認申請が適当であると認めた場合は、焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業変更等承認通知書（第4号様式）により、申請者に通知することとし、承認の通知をもって補助金の変更交付決定とするものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業実績報告書（第5号様式）に別表第4に掲げる事業の区分に応じ定める書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、焼津市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付確定通知書（第6号様式）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、確定通知書を受領した日から起算して15日以内に請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金交付決定が不適當であると認める事由が生じたとき。

(関係書類の整備)

第15条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(代理受領)

第16条 この要綱に定めるもののほか、代理受領に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金に適用する。

別表第1（第2条、第3条関係）

事業の区分	事業の内容	補助の対象
木造住宅 耐震補強助成事業 （補強計画一体型）	国要綱及び県要綱に基づき、木造の危険住宅の耐震補強計画と耐震補強工事を一体で実施する事業	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であった木造住宅を上部構造評点が1.0以上となり、かつ上部構造評点が0.3以上上がる耐震補強工事に要する経費
住宅・建築物 耐震改修等事業	国要綱及び県要綱に基づく既成市街地（別図）内の危険住宅の耐震化を実施する次の事業 ＜木造住宅除却助成事業＞ 木造の危険住宅の除却工事を実施する事業	住宅の所有者等が行う次の事業に要する経費 ＜木造住宅除却助成事業＞ 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満であった既存住宅（借家は除く）を全部除却し、居住者が耐震性のある住宅等へ住替をするもの
木造住宅移転費助成事業	県要綱に基づく住替えに伴う移転費用を補助する事業	高齢者のみが居住する住宅等（木造住宅に限る。）で耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であった既存住宅を全部除却し、耐震性のある住宅等（自らが所有する住宅を除く。）への住替えに要する経費
地域耐震化推進事業	国要綱及び県要綱に基づく住宅の耐震化への誘導に関する事業で、既存住宅の耐震化を推進している民間組織を支援するための事業	民間組織が行う左の事業に要する経費
建築物等耐震診断事業	国要綱及び県要綱に基づく住宅又は建築物の耐震診断で、既存建築物（既存木造住宅を除く。）の耐震診断を実施する事業	住宅又は建築物の所有者等が行う左の事業に要する経費
ブロック塀等撤去事業	国要綱及び県要綱に基づく通学路、緊急輸送路及び避難経路沿いのブロック塀等を撤去する事業	ブロック塀等の所有者等が行う左の事業のうち、危険なブロック塀等の撤去に要する経費 この場合において危険なブロック塀等とは、次の(1)から(5)のいずれかに該当するブロック塀等をいう。 (1) 基礎の根入が地盤から30センチメートル未満のもの (2) 塀の高さが地盤から2メートルを超えるもの (3) 控え壁が3.2メートルごとにならないもの（塀の高さが1.2m超の場合） (4) 塀に傾き、ひび割れがあるもの (5) 塀に鉄筋が入っていないもの

耐震シェルター等 整備事業	国要綱及び県要綱に基づき、木造の既存建築物のうち戸建住宅の1階部分に耐震シェルター等のいずれか1台を設置する事業	次のいずれにも該当する住宅への耐震シェルター等の購入、運搬及び設置に要する経費 (1) 市内に存し、現に居住の用に供している住宅 (2) 次のいずれかの世帯が居住する住宅 ア 65歳以上の者のみで構成される世帯 イ 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級又は2級の者のみで構成される世帯 ウ 介護保険法の規定による要介護認定又は要支援認定を受けている者のみで構成される世帯 エ 静岡県療育手帳交付規則の規定による療育手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯 オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成される世帯 カ 上記アからオまでの者と未就学児又は小学生、中学生若しくは高校生のみで構成される世帯
------------------	--	---

別表第 2（第 3 条関係）

事業の区分	補助率（額）
木造住宅耐震補強助成事業 （補強計画一体型）	1 棟（長屋及び共同住宅にあつては、1 棟を 1 戸とみなす。）ごとに、当該事業に要する耐震補強工事費の 8 割に相当する額（設計及び補強計画に要する費用を除く。）と 100 万円とを比較して、いずれか少ない額とする。ただし、高齢者のみが居住する住宅等については、当該事業に要する耐震補強工事費の 8 割に相当する額（設計及び補強計画に要する費用を除く。）と 120 万円を比較して、いずれか少ない額とする。
住宅・建築物 耐震改修等事業	〈木造住宅除却助成事業〉 1 棟ごとに、当該事業に要する経費と別表第 3 に定める補助基準額とを比較して、いずれか少ない額の 23 パーセント以内の額とし、40 万円を限度とする。
木造住宅移転費助成事業	当該事業に要する経費と 10 万円とを比較して、いずれか少ない額とする。
地域耐震化推進事業	当該事業に要する経費の 3 分の 2 以内の額とし、30 万円を限度とする。この場合において、事業啓発物品に要する経費は、人件費の 2 分の 1 以内を限度とする。
建築物等耐震診断事業	1 棟ごとに、耐震診断に要する経費と別表第 3 に定める補助基準額とをそれぞれ比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内の額とする。
ブロック塀等撤去事業	1 敷地ごとに、当該事業に要する経費と別表第 3 に定める補助基準額とを比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内の額とし、20 万円を限度とする。
耐震シェルター等整備事業	次に掲げる場合に応じ、それぞれ定める額を上限とする。 1 耐震シェルター等の設置のみを行い、床下工事を行わない場合 当該耐震シェルター等の設置に要する経費と 50 万円とを比較して、いずれか少ない額 2 耐震シェルター等の設置および床下工事を行う場合 次に掲げる額の合計額 (1) 上記 1 により算出される額 (2) 床下工事費と 5 万円とを比較して、いずれか少ない額

別表第3（第3条関係）

事業の区分	面積区分等		補助基準額
住宅・建築物 耐震改修等事業	木造住宅除却 助成事業	耐震評点が0.3未満の木 造の危険住宅	延べ面積1平方メートルに つき23,000円を乗じた額
		耐震評点が0.3以上0.5 未満の木造の危険住宅	延べ面積1平方メートルに つき19,000円を乗じた額
		耐震評点が0.5以上0.7 未満の木造の危険住宅	延べ面積1平方メートルに つき14,000円を乗じた額
建築物等耐震診断事 業	戸建て住宅以 外	1,000平方メートル以内 の部分	延べ面積1平方メートルに つき3,670円を乗じた額
		1,000平方メートルを超 え、2,000平方メートル 以内の部分	延べ面積1平方メートルに つき1,570円を乗じた額
		2,000平方メートルを超 える部分	延べ面積1平方メートルに つき1,050円を乗じた額
	戸建て住宅（長屋を含む。）		136,000円
ブロック塀等 撤去事業	通学路及び緊急輸送路沿い		ブロック塀等1メートルに つき12,000円
	避難経路沿い		ブロック塀等1メートルに つき9,000円

別表第4（第6条、第11条関係）

木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）	交付申請書に添付する書類 ※(10)は補強計画完了後に提出 (1) 事業の概要（第1号の2様式） (2) 付近見取り図（縮尺2,500分の1以上の白地図等） (3) 事業対象建築物の配置図及び各階平面図 (4) 耐震補強計画策定等の策定に要する費用の見積書の写し (5) 耐震補強工事に要する費用の見積書の写し（概算） (6) 昭和56年5月31日以前に建築されたこと又は同日において工事中であったことを証明することができる次のいずれかの書類の写し - ア 固定資産税評価証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書 - イ 登記全部事項証明書（家屋） - ウ 建築確認通知書 - エ その他市長が必要と認めるもの（竣工書類、工事写真等建築年が特定できるもの） (7) 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書（第12号様式） (8) 耐震診断の算定根拠を示す書類 (9) 事業対象建築物が高齢者のみが居住する住宅等である場合は、家族構成報告書（第11号様式）及び次のいずれかの書類の写し - ア 居住者の住所及び年齢並びに就学状況が確認できる次のいずれかの書類 (ア) 健康保険証 (イ) 年金証書 (ウ) 運転免許証 (エ) 官公署が交付した書類 (オ) 学生証 (カ) 学校が発行している証明書 - イ 身体障害の程度等が確認できる次のいずれかの書類 (ア) 身体障害者手帳 (イ) 官公署が交付した書類等 - ウ 介護保険被保険者証等の介護保険法による要介護状態の区分等が確認できる書類 - エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることが確認できる次のいずれかの書類 (ア) 療育手帳 (イ) 精神障害者保健福祉手帳 (ウ) 官公署が交付した書類等 (10) 補助金の代理受領を希望する者にあつては、市長が別に定める書類 (11) 補強計画完了後、耐震補強計画確認依頼書（第15号様式）及び耐震補強計画が確認できる次の書類を提出し、市の了解後工事に着手すること。 - ア 耐震診断・補強計画結果報告書（第9号様式） - イ 耐震診断及び補強計画の算定根拠を示す書類 - ウ 補強計画平面図（補強方法及び施工箇所を明示したもの） - エ 耐震補強工事費の根拠となる見積書の写し (12) その他市長が必要と認めるもの
-----------------------	---

	実績報告書に添付する書類
	(1) 補強後の平面図（補強方法、補強箇所及び写真撮影方向を明示したもの） (2) 施工箇所ごとの着手前及び工程ごとの施工中並びに完了時の確認ができる写真 (3) 補強工事の実施に要した費用の領収書の写し (4) 補助金の代理受領を希望する者にあつては、市長が別に定める書類 (5) 補助事業者を変更する場合は、名義変更報告書 (6) その他市長が必要と認めるもの
ア 木造住宅 除却助成事業	交付申請書に添付する書類
	(1) 事業の概要（第1号の3様式） (2) 付近見取り図（縮尺2,500分の1以上の白地図等） (3) 事業対象建築物の配置図及び各階平面図 (4) 事業経費の根拠となる見積書の写し (5) 昭和56年5月31日以前に建築されたこと又は同日において工事中であったことを証明することができる次のいずれかの書類の写し - ア 固定資産税評価証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書 - イ 登記全部事項証明書（家屋） - ウ 建築確認通知書 - エ その他市長が必要と認めるもの（竣工書類、工事写真等建築年が特定できるもの） (6) 事業対象建築物の延べ床面積計算書 (7) 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書（第12号様式） (8) 耐震診断の算定根拠を示す書類 (9) 除却工事前の写真 (10) 居住していることを確認できる次のいずれかの書類の写し - ア 健康保険証 - イ 年金証書 - ウ 運転免許証 - エ 官公署が交付した書類等 (11) その他市長が必要と認めるもの
	実績報告書に添付する書類
	(1) 工事経費等の領収書の写し (2) 除却後の写真 (3) 建築物除却届または建築工事届の写し (4) 住替え後の建築物が地震に対して安全な構造であることを証明する書類 (5) その他市長が必要と認めるもの

木造住宅移転費助成事業	交付申請書に添付する書類 (1) 事業の概要（第1号の4様式） (2) 付近見取り図（縮尺2,500分の1以上の白地図等） (3) 事業対象建築物の配置図 (4) 事業経費の根拠となる見積書の写し (5) 昭和56年5月31日以前に建築されたこと又は同日において工事中であったことを証明することができる次のいずれかの書類の写し - ア 固定資産税評価証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書 - イ 登記全部事項証明書（家屋） - ウ 建築確認通知書 - エ その他市長が必要と認めるもの（竣工書類、工事写真等建築年が特定できるもの） (6) 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書（第12号様式） (7) 耐震診断結果報告書（第8号様式）及び耐震診断の算定根拠を示す書類 (8) 除却工事前の写真 (9) 居住していることを確認できる次のいずれかの書類の写し - ア 健康保険証 - イ 年金証書 - ウ 運転免許証 - エ 官公署が交付した書類等 (10) 家族構成報告書（第11号様式）及び次のいずれかの書類の写し - ア 居住者の住所及び年齢並びに就学状況が確認できる次のいずれかの書類 (ア) 健康保険証 (イ) 年金証書 (ウ) 運転免許証 (エ) 官公署が交付した書類 (オ) 学生証 (カ) 学校が発行している証明書 - イ 身体障害の程度等が確認できる次のいずれかの書類 (ア) 身体障害者手帳 (イ) 官公署が交付した書類等 - ウ 介護保険被保険者証等の介護保険法による要介護状態の区分等が確認できる書類 - エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることが確認できる次のいずれかの書類 (ア) 療育手帳 (イ) 精神障害者保健福祉手帳 (ウ) 官公署が交付した書類等 (11) 移転先の建築物に耐震性があることを証明することができる次のいずれかの書類の写し - ア 固定資産税評価証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書 - イ 家屋登記簿謄本 - ウ 建築確認通知書 - エ その他市長が必要と認めるもの（竣工書類、工事写真等建築年が特定できるもの等） (12) その他市長が必要と認めるもの
-------------	--

	実績報告書に添付する書類
	(1) 事業に係る経費の領収書の写し (2) 除却工事後の写真 (3) 除却建築物に係る建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届の写し (4) 移転先住所地の住民票の写し (5) その他市長が必要と認めるもの

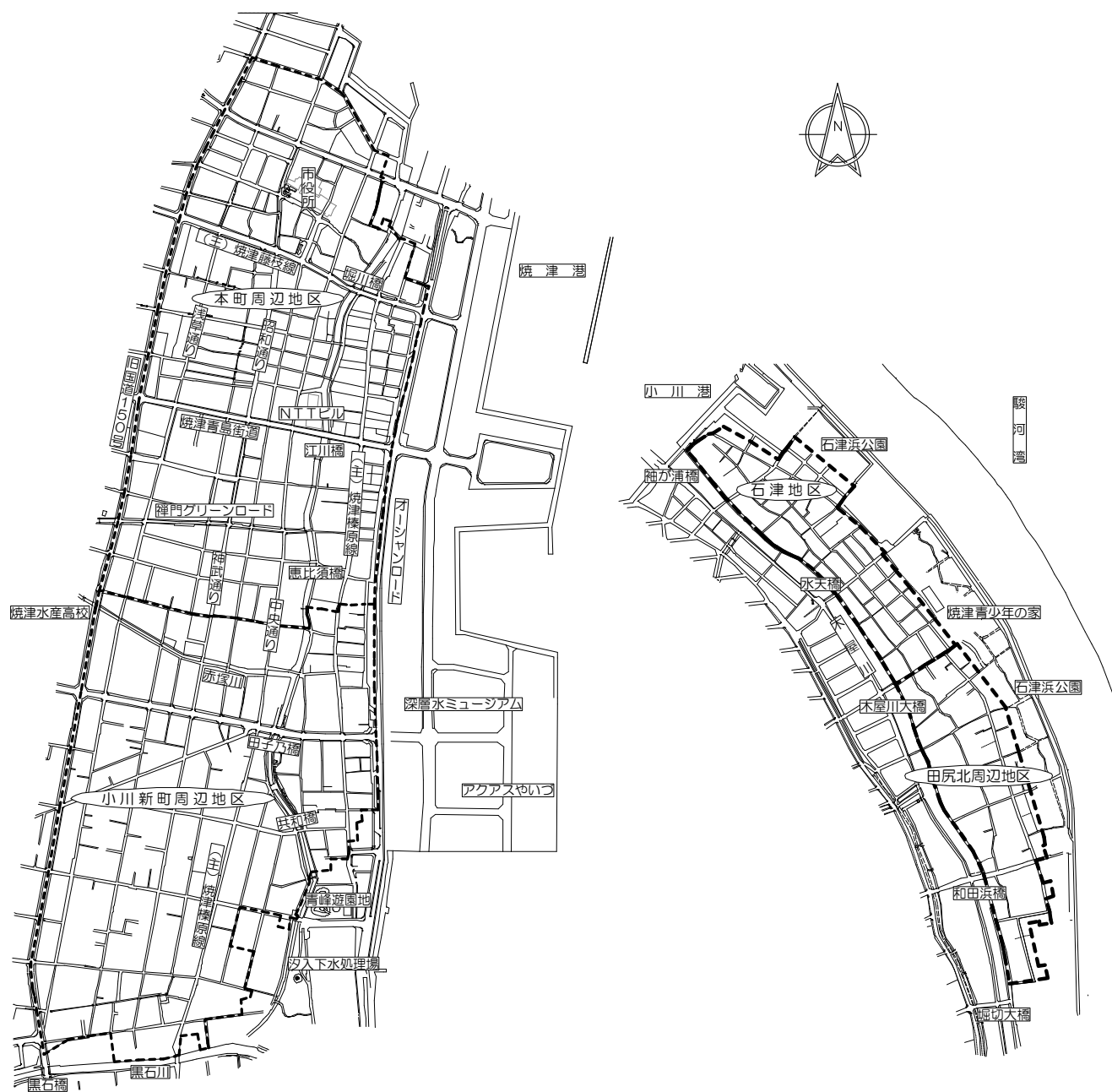
地域耐震化推進事業	交付申請書に添付する書類
	(1) 事業の概要（第1号の5様式） (2) 事業計画書 (3) 事業に係る経費計算書 (4) 民間組織の構成員名簿 (5) その他市長が必要と認めるもの
	実績報告書に添付する書類
	(1) 事業実績書 (2) 事業に係る経費の領収書の写し (3) 事業内容の分かる写真 (4) その他市長が必要と認めるもの

建築物等耐震診断事業	交付申請書に添付する書類
	(1) 事業の概要（第1号の6様式） (2) 付近見取り図（縮尺2,500分の1以上の白地図等） (3) 事業対象建築物の配置図、各階平面図 (4) 事業経費の根拠となる見積書の写し (5) 昭和56年5月31日以前に建築されたこと又は同日において工事中であったことを証明することができる次のいずれかの書類の写し - ア 固定資産税評価証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書 - イ 登記全部事項証明書（家屋） - ウ 建築確認通知書 - エ その他市長が必要と認めるもの（竣工書類、工事写真等建築年が特定できるもの） (6) 事業対象建築物の延べ床面積計算書 (7) 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書（第12号様式） (8) その他市長が必要と認めるもの
	実績報告書に添付する書類
	(1) 耐震診断結果報告書（事業対象建築物が木造の場合にあっては第8号様式、非木造の場合にあっては第10号様式）及び耐震診断の算定根拠を示す書類 (2) 耐震評定書（耐震判定委員会等第三者機関による耐震評定書（次に掲げる建築物））の写し - ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に掲げる建築物 - イ 市長が必要と認める建築物 (3) 事業対象建築物の配置図、各階平面図、伏図及び軸組み図 (4) 領収書の写し (5) その他市長が必要と認めるもの

ブ ロ ッ ク 堀 等 撤 去 事 業	交付申請書に添付する書類
	(1) 事業の概要（第1号の7様式） (2) 事業実施ブロック堀等の位置図 縮尺2,500分の1以上の白地図等 (3) 配置図（ブロック堀等の位置図）及び立面図 (4) 撤去工事前の全景写真 (5) 事業経費の根拠となる見積書の写し (6) 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書（第12号様式） (7) その他市長が必要と認めるもの
	実績報告書に添付する書類
	(1) 撤去の完了を確認できる全景写真 (2) 領収書の写し (3) その他市長が必要と認めるもの

耐震シ ェル ター 等 整 備 事 業	交付申請書に添付する書類
	(1) 事業の概要（第1号の8様式） (2) 事業経費の根拠となる見積書の写し (3) 所有者以外の者による申請の場合は、所有者の承諾書（第12号様式） (4) 昭和56年5月31日以前に建築されたこと又は同日において工事中であったことを証明することができる次のいずれかの書類の写し - ア 固定資産税評価証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書 - イ 登記全部事項証明書 - ウ 建築確認通知書 - エ その他市長が必要と認めるもの（竣工書類、工事写真等建築年が特定できるもの） (5) 次のいずれかの書類の写し - ア 居住者の住所及び年齢が確認できる次のいずれかの書類 (ア) 健康保険証 (イ) 年金証書 (ウ) 運転免許証 (エ) 官公署が交付した書類 (オ) 学生証 (カ) 学校が発行している証明書 - イ 身体障害の程度等が確認できる次のいずれかの書類 (ア) 身体障害者手帳 (イ) 官公署が交付した書類等 - ウ 介護保険被保険者証等の介護保険法による要介護状態の区分等が確認できる書類 - エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることが確認できる次のいずれかの書類 (ア) 療育手帳 (イ) 精神障害者保健福祉手帳 (ウ) 官公署が交付した書類等 (6) 設置工事（工事前）の写真 (7) その他市長が必要と認めるもの
	実績報告書に添付する書類
	(1) 事業に係る経費の領収書の写し (2) 設置工事（工事中、工事後）の写真（床下工事を行う場合は、工事前の写真を含む。） (3) その他市長が必要と認めるもの

別図（別表第1 関係）



※ 各地区の区域は、----- で囲まれた範囲内とする。

本町周辺地区及び小川新町周辺地区

石津地区及び田尻北周辺地区